

軽油引取税免税証（農業用）の交付申請について

- 農業用機械に使用する軽油の免税証交付申請の集合受付を行います。
- 交付を希望する方は、必要書類を準備の上、該当する受付日に申請して下さい。
- お住まいの地域に関わらず受付ますので、ご都合のよい会場にお越し下さい。
- 平成26年2月10日までは県税事務所窓口では申請できません。県税事務所窓口で申請を行う場合には、免税証の交付が大幅に遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

●秋田県総合県税事務所山本支所
住 所：能代市御指南町1 - 10
T E L：0185 - 52 - 6201

●秋田県総合県税事務所課税部課税第二課
住 所：秋田市山王4 - 1 - 2
T E L：018 - 860 - 3341

●日程

地 域	申 請	
	日 時	会 場
能代地域	平成26年2月6日(木) 平成26年2月7日(金) 10:00~11:30 13:00~15:30	山本地域振興局 3階 大会議室
二ツ井地域 藤里町	平成26年1月9日(木) 10:00~11:30 13:00~15:30	能代市役所 二ツ井町庁舎 大会議室



●必要書類一覧表

区 分	免税軽油使用者証	機械の購入証明書	交免税付申請者証	誓 約 書	秋(400円)県証紙	免税証交付申請書	耕作農業交業証付委明する会	に免税軽油引取り等に係る報告書	購納前年購入した軽油の明又書	印 鑑	未使用の免税証
新規		○	○	○	○	○	○			○	
更新	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続	○					○	○	○	○	○	○
書換	○	○				○	○	○	○	○	○

※前年購入した軽油の納品書又は購入証明書については、各給油所で発行いたします。

☆注意

- ① 当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入してお越しください。原則、記入された方から受付となります。申請書用紙の無い方は、上記お問い合わせ先に連絡してください。
- ② 使用者証の有効期間が耕作期間中に到来する場合は、**更新**申請が必要です。
- ③ 秋田県証紙（400円）は交付時に頂きます。
- ④ 共同申請で使用者が加わる場合は**更新**申請、使用者が脱退等する場合は、**書換**申請が必要になります。
なお、印鑑と耕作証明書は、**全員**のものがようになります。